

平成14年第3回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 9月 4日～9月27日： 24日間）

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9月 4日	水	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 承認第7号 3. 認定第1号～第10号 4. 議案第38号～第47号 〔 議案上程・提案理由説明 〕 〔 質疑・討論・採決 〕
9月 5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
9月 6日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第38号～第47号 4. 請願第3号 〔 委員会付託・質疑・討論・採決 〕
9月 7日	土	休 会		
9月 8日	日	休 会		
9月 9日	月	休 会	委 員 会	
9月10日	火	休 会	委 員 会	
9月11日	水	休 会	委 員 会	
9月12日	木	休 会	委 員 会	
9月13日	金	休 会	委 員 会	
9月14日	土	休 会		
9月15日	日	休 会		
9月16日	月	休 会		
9月17日	火	休 会	委 員 会	
9月18日	水	休 会		
9月19日	木	休 会		
9月20日	金	休 会		
9月21日	土	休 会		
9月22日	日	休 会		
9月23日	月	休 会		
9月24日	火	休 会		
9月25日	水	休 会		
9月26日	木	休 会		
9月27日	金	開 議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第38号～第40号 議案第45号～第47号 3. 追加議案 〔 委員長報告・議案上程 〕 〔 提案理由説明・質疑・討論・採決 〕

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会
平成14年9月4日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から7月8日、17日、22日、8月6日、12日、19日付でそれぞれ受領した。

記

- | | | | |
|------------|------|-----|-------------|
| (1) 平成13年度 | 4月分～ | 5月分 | 一般会計及び特別会計等 |
| (2) 平成14年度 | 4月分～ | 5月分 | 一般会計及び特別会計等 |
| (3) 平成14年度 | 4月分～ | 6月分 | 病院事業会計 |
| (4) 平成14年度 | 4月分～ | 6月分 | 水道事業会計 |

2. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長より、8月7日、8月27日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 中間市土地開発公社
- ・平成13年事業年度決算書及び決算審査意見書
 - ・平成14年事業年度事業計画書及び予算書
- (2) (財) 中間市文化振興財団
- ・平成13年度決算書、事業報告書
 - ・平成14年度予算書、事業計画書

(意見書の提出)

平成14年6月28日の本会議で可決された下記の意見書を、関係機関に対し、7月2日付で送付した。

記

- (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

.....
平成14年 第3回 9月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成14年9月4日(水曜日)

.....
議事日程(第1号)

平成14年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 認定第1号 平成13年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第2号 平成13年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第3号 平成13年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第4号 平成13年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第5号 平成13年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第6号 平成13年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第7号 平成13年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 平成13年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 平成13年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第12 認定第10号 平成13年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第3～第12 提案理由説明)
- 日程第13 第38号議案 平成14年中間市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 第39号議案 平成14年中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第15 第40号議案 平成14年中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第13～第15 提案理由説明)
- 日程第16 第41号議案 中間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正す

る条例

- 日程第 17 第 4 2 号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 18 第 4 3 号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第 19 第 4 4 号議案 中間市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(日程第 16 ~ 第 19 提案理由説明)

- 日程第 20 第 4 5 号議案 中間市道路線の廃止について
日程第 21 第 4 6 号議案 中間市道路線の認定について
日程第 22 第 4 7 号議案 中間市道路線の変更について

(日程第 20 ~ 第 22 提案理由説明)

- 日程第 23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (23名)

1 番 岩崎 三次君	2 番 中家多恵子君
3 番 井上 久雄君	4 番 植本 種實君
5 番 山本 慎悟君	6 番 野村 重利君
7 番 山本 貴雅君	8 番 宮下 寛君
9 番 青木 孝子君	10 番 久好 勝利君
11 番 佐々木正義君	12 番 堀田 英雄君
13 番 福田 一則君	14 番 山之内 智君
15 番 香川 実君	16 番 古野 嘉久君
17 番 岩崎 悟君	18 番 須本 武雄君
19 番 上村 武郎君	20 番
21 番 片岡 誠二君	22 番 米満 一彦君
23 番 穴井光午郎君	24 番 杉原 茂雄君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 大島 忠義君 助役 松下 俊男君

収入役	・	・	・	・	藤井	紅三君	教育長	・	・	・	・	船津	春美君					
総務部長	・	・	・	・	上田	献治君	市民経済部長	・	・	勝原	直輝君	建設部長	・	・	・	村田	育男君	
民生部長	・	・	・	・	岡部	数敏君	水道局長	・	・	・	小南	哲雄君	消防長	・	・	・	中村	忠雄君
教育部長	・	・	・	・	工藤	輝久君	企画課長	・	・	・	行徳	幸弘君	財政課長	・	・	・	牧野	修二君
市立病院事務長	・	田中	茂徳君	人権推進課長	・	・	中村	次春君										
秘書課長	・	・	・	・	白尾	啓介君	介護保険課長	・	・	是永	勝敏君							
総務課長	・	・	・	・	鳥井	政昭君	下水道課長	・	・	・	須澤	広則君						
税務課長	・	・	・	・	中野	諭君												
社会福祉課長	・	・	伊東	久文君	社会福祉課長	・	伊東	久文君										
管理課長	・	・	・	・	杵野	広行君	管理課長	・	・	・	杵野	広行君						
営業課長	・	・	・	・	原田	慶雄君	営業課長	・	・	・	原田	慶雄君						

事務局出席職員職氏名

局長	中木	陸君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
.....					

午前10時00分開会

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は23名で定足数に達しております。これより平成14年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してありとおりであります。朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1．会期の決定

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は24日間と決しました。

.....

日程第2．承認第7号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、承認第7号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。承認第7号中間市市税条例の一部を改正する条例について、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年8月1日に、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容をご説明いたしますと、法人税において企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得を計算することにより、法人税を課税する連結納税制度の創設に伴い、連結納税の承認を受けた法人に課する市民税につきましては、従前どおり単体法人を納税単位とするための規定の整備を行うものであります。

なお、税収につきましては、基本的には法人税の連結税額の計算過程において、連結グループ内の各法人に配分される法人税額を従前どおりの課税標準とすることから、影響は極めて小さいものと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第7号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

承認第7号中間市市税条例の一部を改正する条例について、日本共産党議員団を代表して賛成討論を行います。

さきの第154国会において、企業グループを一つの納税単位として課税する連結納税制度が創設されました。連結納税制度は、親会社と親会社に全株式を保有される100%子会社をグループとみなし、制度の適用を受けるかどうかを法人の選択制で、事前承認を原則としています。申告納税は親会社が行い、税率は原則として現行の法人税率となっていますが、2年間は2%の連結付加税が上乘せされます。

しかしながら、赤字の子会社を取り込むことによって大企業には継続的な大減税がもたらされることとなります。税収減を補うための連結付加税は2年間だけで、その後は減税の仕組みだけが残ります。

連結納税制度は、財界の積年の要望にこたえたもので、持ち株会社をてことした戦略的な企業合併や企業分割等による組織再編を税制面から促進する新税導入であり、現在進行中の大企業再編成とリストラを加速させ、労働者に犠牲を強いるものであります。

連結納税制度導入による法人税の減税は、地方税にも連動することとなります。この制度では、親会社が所在する自治体にグループ全体の法人税が納付されるため、子会社、孫会社が所在する自治体には、その会社がたとえ黒字でも法人税が入ってこないこととなります。

そこで、こうした事態を回避するため、法人税法の改定とともに、地方税法の改定が行われ、法人住民税、法人事業税については、税務署に提出される個々の法人ごとの所得に基づいて、従来と同じ課税をすることのできる措置がとられました。

このことから、大企業優遇、リストラ支援の連結納税制度については反対するものの、自治体財政への税収減をくいとめた地方税法等の改正に伴う市税条例の改正には賛成します。

議長（岩崎 三次君）
ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）
これにて討論を終結いたします。

これより承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）
全員起立であります。よって、承認第7号については承認することに決しました。

.....

日程第 3 . 認定第 1 号

日程第 4 . 認定第 2 号

日程第 5 . 認定第 3 号

日程第 6 . 認定第 4 号

日程第 7 . 認定第 5 号

日程第 8 . 認定第 6 号

日程第 9 . 認定第 7 号

日程第 10 . 認定第 8 号

日程第 11 . 認定第 9 号

日程第 12 . 認定第 10 号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第3、認定第1号から、日程第12、認定第10号までの決算認定10件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

認定第1号から10号、まず初めに、平成13年度中間市各会計別決算について提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入歳出差引額が5億8,990万円の黒字決算となっております。歳入の主なものといたしましては、市税収入が40億5,730万円となり、前年度と比較いたしまして1.5%、6,080万円の増収となっております。

また、地方交付税は、総額62億7,740万円となり、前年度と比較いたしまして、マイナスの4.3%、2億8,230万円の減額となっております。さらに、地方債の借入

額では、総額9億7,080万円となっており、前年度と比較いたしまして58.8%、13億8,820万円の大幅な減額となっております。

一方の歳出であります、前年度は老人福祉施設であります「ハピネスなかま」が完成いたしましたことにより、投資的経費は大幅に減少しておりますけれども、ソフト面におきましては、知的障害者や身体障害者の方々への福祉施策、総合的な子育て支援事業の一環として療育支援センターの開設、さらに高齢者対策として従来の高齢者向けサービスに加え、新たに生活管理指導短期宿泊事業、寝具洗濯消毒サービス等を実施をし、高齢化社会に対応できる施策を行っております。

そのほか岩瀬中底井野地区かんがい揚水施設及び五楽虫生津工場団地内の排水施設の管理を円滑に進めるため、新たに両基金として総額6億6,660万円の基金を創設いたしております。

教育費におきましても、従来から引き続いて行っておりました各小中学校の外壁、屋内運動場改修工事を本年度も行い、さらに学校駐輪場の改修、パソコン教室の空調整備など、生徒の教育環境整備の充実を図っております。

以上が一般会計決算の概要であります。

さらに一般会計、地域下水道事業特別会計、住宅新築資金等特別会計を合算いたしました普通会計決算におきましては8,880万円の黒字決算となっております。

本市の平成13年度の財政状況であります、財政力指数は0.399となっており、前年度と比較いたしまして0.003下がっております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.6%と1.2%上昇しており、さらに公債費比率は15.2%となっており、前年度より0.7%上昇し、依然として厳しい財政状況となっております。

このような状況の中、今後とも市税等の財源確保の充実、さらに経費全般について節減合理化に最大の努力を図っていくところでもあります。

そのほか特別会計におきましても、簡単ではありますが、ご報告いたします。

特別会計国民健康保険事業につきましては、歳入歳出の差し引き1億9,560万円の歳入不足額となっております。国民健康保険の加入者は、前年度と比較して3%増加し、総医療費においても8.8%増加いたしております。

老人保健特別会計につきましては、歳入歳出の差引7,730万円、地域下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引450万円、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出差し引き2,610万円のいずれも黒字決算となっております。

特別会計におきましては、本年度も5億560万円の歳入歳出差引歳入不足となっております。

介護保険事業特別会計につきましては、2年目を終え、本年度の歳入歳出差引は3,060万円の黒字決算となっております。

また、公共用地先行取得特別会計につきましては、本年度も用地の取得がなく、歳入歳

出差引ゼロ円となっております。

平成13年度における一般会計及び全特別会計との総計決算では、歳入歳出差引額で2,720万円の黒字決算となっております。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて市議会の認定に付するものであります。

なお、地方自治法第233条第5項及び同法第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を提出いたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、認定第9号平成13年度中間市水道事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要を説明いたしますと、まず収益的収入及び支出における総収益は11億3,343万8,000円、これに対する総費用は11億45万6,000円であり、純利益は3,298万2,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、収入が9億2,595万3,000円、支出は12億2,622万2,000円となり、差し引き3億26万9,000円の不足を生じましたが、この不足額は当年度損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

平成13年度の業務内容は、給水人口6万8,392人で、前年度より709人の減となり、総給水戸数では2万5,722戸で、前年度より20戸増加となりました。また、有収水量では、年間約677万5,000立方メートルで、前年度より1万9,000立方メートルの増量となりました。

近年、給水人口は減少の傾向にあり、有収水量の伸びが期待できない現状の中で、水道事業を取り巻く状況は一層の厳しさを増しておりますが、水道水における新たな微生物等の感染症対策にも万全を期するよう施設の改良を行い、常に安全対策、安定給水などのサービス向上に努め、一層の健全財政の維持に努力をいたす所存であります。

以上、平成13年度の決算の概要についてご説明いたしました。

なお、地方公営企業法の規定に基づきまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出をいたしております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、認定第10号平成13年度中間市病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

この決算について、地方公営企業法第30条の規定に基づき、監査委員の意見を添えて議会の認定に付するものであります。

決算の概要についてご説明いたします。

まず、収益的収支では、病院事業収益において24億1,032万3,000円に対し、

病院事業費用は23億43万8,000円となり、単年度収支において1億988万5,000円の純利益となりました。このため前年度繰越欠損金の5億8,153万7,000円に、当年度純利益を差し引いた4億7,165万1,000円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支の収入においては1億2,370万6,000円に対し、支出は1億6,100万7,000円となり、これによる差引不足額3,730万1,000円は、繰越損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で全額補てんいたしました。また、患者数につきましては、入院延べ患者数が4万3,929人で、1日当たり120.4人、また外来延べ患者数は10万8,834人で、同じく1日当たり404.6人となっております。本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面においても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

決算の概要につきましては、以上のとおりであります。

なお、地方公営企業法第30条第6項及び同法施行令第23条の規定に基づき、説明書類といたしまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出をいたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております決算認定10件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第13．第38号議案

日程第14．第39号議案

日程第15．第40号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第13、第38号議案から、日程第15、第40号議案までの補正予算3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第38号議案平成14年度一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳出の主なものは、契約事務電算管理システム委託料等として650万円、障害児子育て支援委託料に190万円、公立保育所の新設に伴います設計委託料に3,720万円、さらに高齢者を対象といたしました肝炎ウイルス検診委託料100万円等の事業が主な補正予算となっております。

この歳出に充当いたします歳入予算といたしましては、国県支出金といたしまして

4,030万円、地方債の借入額3,720万円、さらに平成14年度の普通交付税が50億3,010万円で確定いたしましたことにより1億4,700万円を補正をし、残りの不足分につきましては、前年度繰越金から6,120万円を充当いたしまして、歳入歳出ともに3億260万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ165億163万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、普通交付税を前年度と比較いたしますと、金額におきましては2億3,520万円の減額となっておりますが、減額分の補てん策として、本年度は臨時財政対策債を前年度より2.2倍の4億8,980万円の借り入れが許可される予定でありますので、その分を含めました前年度対比では3,350万円、率にして0.6%のわずかな伸びとなっております。

以上、普通交付税のご報告をさせていただきます。

第39号議案平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療費適正化特別対策事業として、先進地視察旅費及びレセプト室の備品購入費等の経費を267万円、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業のための経費として200万円の予算を計上いたしております。

歳入につきましては、医療費適正化特別対策事業、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業で国庫補助事業の対象となり、国庫支出金458万円、その他一般会計より繰入金9万円の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも467万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,452万円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第40号議案平成14年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成13年度の介護保険事業による補助金等の清算と平成11年度に作成いたしました中間市高齢者総合保健福祉計画の見直しに伴う計画作成の委託料を計上いたしております。

まず、歳入につきましては、前年度の繰越金3,060万円と国庫支出金等の精算に伴い、追加交付される負担金として633万円、今回の補正に伴う事務費として一般会計からの繰入金442万円を計上いたしております。

また、歳出につきましては、前年度よりの繰越金の一部を介護給付費準備基金積立金として2,807万円計上いたしております。さらに、介護給付費精算による一般会計の繰出金817万円、第2次高齢者総合保健福祉計画作成委託料410万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも4,135万円を追加して、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,356万円とするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております補正予算3件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第16．第41号議案

日程第17．第42号議案

日程第18．第43号議案

日程第19．第44号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第16、第41号議案から、日程第19、第44号議案までの条例改正4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第41号議案中間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方自治法等の一部を改正する法律が本年3月に公布され、同法第100条に新たに議員の派遣に関する規定が加えられたことにより、本条例中に引用しております条文の整備を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第42号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、本年3月31日に地方税法が改正されたことに伴うものであります。改正の内容を申し上げますと、国民健康保険税に関する申告で、平成15年1月から申告分離課税の一本化に当たり、一般の個人投資家の申告事務の負担に配慮するため、納税義務者が1月1日現在において、証券会社に一定の特定口座を有する場合には、株式譲渡益にかかわる個人住民税の申告を不要とする特例が創設されたものであります。平成16年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第43号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

消防法の一部を改正する法律が平成14年10月25日から施行されます。改正の主な内容は、防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けるほか、避難

所必要な施設等の管理の義務づけ、罰則の引き上げ等を行ったことにより、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

第44号議案中間市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたび、地方自治法の一部を改正する法律が本年9月1日から施行され、同法第243条の2に規定する職員の賠償責任において、新たに住民訴訟に関する規定が加えられたことにより、本条例中に引用しております条文の整備を行うものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第20．第45号議案

日程第21．第46号議案

日程第22．第47号議案

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第20、第45号議案から、日程第22、第47号議案までの市道路線3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第45号議案市道路線の廃止について提案理由を申し上げます。

今回、廃止いたします路線は、旧中間市社会福祉センター跡地北側に位置する城丸3号線であります。この路線につきましては、県道犬王古月線の道路改良工事に伴い、市道の全部が県道の取り付け道路に包含されますことから廃止を行うものであります。

廃止いたします道路の概要を申し上げますと、幅員2.71メートル、延長15.74メートルであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

第46号議案市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

今回、認定いたします路線は、JR岩瀬3号踏み切り付近に位置する行幸尾7号線中間市農事センター東側に位置する中ノ谷8号線、中鶴グランド対面の浄花町側の堤防に位置する中鶴72号線の3路線であります。行幸尾7号線及び中ノ谷8号線につきましては、従来より当該地区住民の生活道路として利用されているため認定するものであります。

認定いたします道路の概要を申し上げますと、行幸尾7号線につきましては、幅員5.61メートル、延長85.9メートルであります。また、中ノ谷8号線につきましては、幅員5.7メートル、延長98.3メートルであります。次に、中鶴72号線につきまして

は、県道直方水巻線歩道整備に伴い市道中鶴53号線の振りかえを図るため認定を行うものであります。認定いたします道路の概要を申し上げますと、幅員3.8メートル、延長66.4メートルであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

第47号議案市道路線の変更について提案理由を申し上げます。

今回、変更いたします路線は、中鶴グランド対面の浄花町側の堤防に位置する中鶴53号線、旧消防署跡地横に位置する唐戸1号線、旧中間市社会福祉センター跡地北側に位置する城丸1号線、城丸2号線、城丸4号線の5路線であります。

中鶴53号線につきましては、県道直方水巻線歩道整備に伴い、市道の一部が県道に含まれますことから、道路区域の変更を行うものであります。変更いたします道路の概要を申し上げますと、幅員4.11メートル、延長137メートルに変更するものであります。

次に、唐戸1号線につきましては、仮家小牟田線道路拡幅工事と同時に、既存道路の延長を行い、地域住民の利便性を図るものであります。変更いたします道路の概要を申し上げますと、幅員2.89メートル、延長295.21メートルに変更を行うものであります。

次に、城丸1号線、2号線、4号線につきましては、県道犬王古月線道路改良工事に伴い、道路拡幅部分に市道の一部が含まれますことから、区域の変更を行うものであります。変更いたします道路の概要を申し上げますと、城丸1号線につきましては幅員4.35メートル、延長427メートル、城丸2号線につきましては幅員3.99メートル、延長476.53メートル、城丸4号線につきましては幅員4.18メートル、延長469メートルであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（岩崎 三次君）

ただいま議題となっております市道路線3件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第23．会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において久好勝利君及び香川実君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時40分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 久 好 勝 利

議 員 香 川 実